

社会福祉法人 陽風会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽風会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする役員で、週3日以上勤務する者又は以下の方法等により、常に業務執行を行っている、評議委員会が認めた者をいう。

一、常時、法人拠点（連携法人を含む）に在勤していること。

二、常時、役員職との面談・会議等が可能であること。

三、電話、電子メール等を活用して常に業務掌握、決裁、指示、交渉等が行える状態にあること。

(2) 常勤役員以外の役員を非常勤役員という。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む）、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(4) 報酬等とは報酬及び賞与ならびに費用をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 常勤役員に支給する報酬月額、月額は、月額、1,000,000円の範囲以内で、評議委員会が議決された額とする。

3 非常勤役員等に支給する報酬は、1回の出務に対し、下記に定める額とする。

(1) 理事 10,000円（理事会）

(2) 監事 10,000円（理事会・評議委員会・監事監査）

(3) 評議員 10,000円（評議委員会）

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。

ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 第1項に規定する金融機関への支払日は給与規定第6条及び第23条に準ずるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が法人業務のために出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、当法人旅費規程に準じて支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年5月25日より施行する。

この規程は、令和5年10月1日より施行する。